

目指そう!!くるみん認定



愛媛労働局 雇用環境・均等室

日頃から愛媛労働局の業務推進に御協力いただき、厚くお礼を申し上げます。
 令和4年4月1日より、次世代育成支援対策推進法の認定基準が改正されました。
 管内の事業主の皆様子育てサポートに積極的に取り組んでいただけるよう、認定制度等について情報提供を行います。

★ポイント★

令和4年4月1日より

- ・くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準が改正されました。
- ・新たな認定制度「トライくるみん」がスタートしました。
- ・不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度「くるみんプラス」等が創設されました。



くるみん認定とは

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けられる制度です。

プラチナくるみん認定とは

くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ継続的な取組を促進するための特例認定制度です。

トライくるみん認定とは

令和4年4月1日、くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準引き上げに伴い創設された新たな認定制度です。

新しい認定マーク



【くるみん】



【プラチナくるみん】

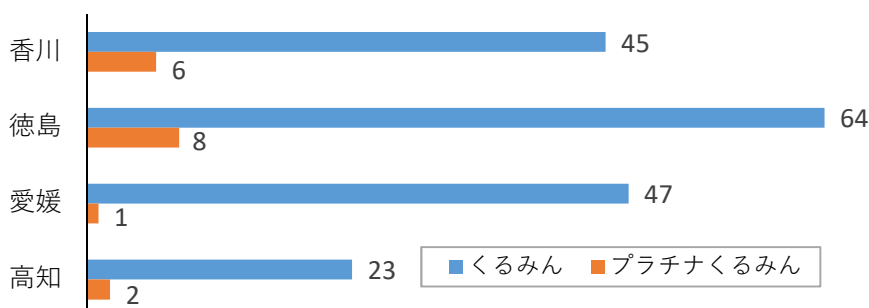


【トライくるみん】

くるみん・プラチナくるみん認定企業数

くるみん	《全国》	3,798社	《愛媛》	47社
プラチナくるみん	《全国》	486社	《愛媛》	1社

四国の認定企業数（令和4年3月31日時点）



愛媛県の認定企業数を増やしましょう！



改正後の認定基準等

くるみん	プラチナくるみん
①男性の育児休業等の取得に関する基準(改正) 男性の育児休業等取得率 7%以上→ 10% 以上 男性の育児休業等・育児目的休暇取得率 15%以上→ 20% 以上 ②男女の育児休業等取得率等を「両立支援のひ ろば」で公表(追加)	①男性の育児休業等の取得に関する基準(改正) 男性の育児休業等取得率 13%以上→ 30% 以上 男性の育児休業等・育児目的休暇取得率 30%以上→ 50% 以上 ②女性の継続就業に関する基準(改正) 出産した女性労働者及び出産予定だったが退職し た女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合 55%→ 70%

※改正点のみ御案内しています。その他の要件については、厚生労働省ホームページにて御確認ください。
 ※「トライくるみん」の認定基準は、令和4年3月31日までのくるみん認定基準となります。

「くるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」「トライくるみんプラス」について

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの一類型として、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度です。

○くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの認定基準に加え、次の(1)～(4)の全ての認定基準を満たす必要があります。

(1)次の①及び②の制度を設けていること。

①不妊治療のための休暇制度（多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。）

②不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度

(2)不妊治療と仕事の両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。

(3)不妊治療と仕事の両立に関する研修その他の不妊治療と仕事の両立に関する労働者の理解を促進するための取組が実施されていること。

(4)不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事の両立に関する相談に応じる担当者を選任し、社内に周知していること。



認定を受けるメリット

①認定マークは認定を受けた企業だけが使用できます。商品、名刺、自社のホームページ、求人広告等に使用することで、外部に「子育てサポート企業」であることをPRすることができます。

②公共調達において加点評価され、有利になる場合があります。

③認定を受けた中小企業（常時雇用する労働者数300人以下）は、内閣府の助成金を受けることができます。

※当該助成金は内閣府所管助成事業です。詳細は以下のURL、QRコードより御覧いただくか、一般財団法人女性労働者協会へお問い合わせください。

くるみん助成ポータルサイト

<https://kuruminjosei.jp>



★雇用均等指導員から

愛媛県のくるみん認定企業数は、現時点で47社となっており、50社まであと少しというところです。

くるみん認定を受けるのは、ハードルが高いとお考えの事業主さまもいらっしゃるかもしれません。

認定についてはもとより、一般事業主行動計画の策定・届出等についても雇用均等指導員がサポートさせていただきます。

「男女ともに育児休業取得者がいる場合、認定要件を満たしますか?」「くるみん認定ってどうすれば受けられるの?」など、どんなことでも構いませんので、まずはお気軽にお問合せください。

